

鈴鹿享栄学園鈴鹿中等教育学校 生徒心得

《総則》

学校は、自分の叶えたい目標を実現し、社会に出て貢献するために必要な準備を行う場所です。皆さん一人ひとりが鈴鹿中等教育学校での生活を通して、知識や技術を身につけること、自主・自律の精神を養っていき、礼節を重んじること、自らの持つ資質を伸ばして開花させ、知性と品格のある教養人に育ってほしいと願っています。

そのため、鈴鹿中等教育学校では、「鈴鹿中等教育学校 生徒心得」を制定し、5つの目標を掲げます。

- (1) 学習活動を通して、さまざまな知識や技術を身につけることはもちろん、時間や期限を守ることの大切さや自主性、計画性を身につける。
- (2) 集団生活を通して、他者を思いやる心や協働する力を持ち、ルールやマナーを守ることの大切さを理解し、社会的な適応力を培う。
- (3) 制服を正しく着ることを通して、身だしなみを意識し、自身の品格を高め、鈴鹿中等教育学校の生徒としての誇りを持つ。
- (4) あいさつを励行し、他者に対して敬意を持って接する。また、友人間であっても正しい言葉遣いを心がけ、礼節を重んじる人になる。
- (5) 部活動や生徒会活動、ボランティア活動などに積極的に参加し、心身の健康や自己研磨に努め、奉仕の精神を身につける。

次の《細則》では、5つの目標を実現するためのルールを明示しています。それらのルールは、皆さんが守るものであると同時に、皆さんを守るものでもあります。「鈴鹿中等教育学校 生徒心得」をよく読んで、これらのルールの意義を理解し、行動しましょう。

《細則》

1. 登下校

充実した学校生活を送るうえで規則正しい生活習慣や時間の管理は何よりも大切になります。規則正しい生活習慣をこころがけ、十分な睡眠時間の確保や朝食をとることなどを心がけていきましょう。

(1) 登校

朝の SHR(8時25分)に、教室にいなかった場合は遅刻とする。スクールバスの遅れは公遅とする。公共交通機関の遅れは、該当機関が発行する遅延届のある場合のみ公遅とする。遅刻した生徒は、各職員室にある「遅刻届」に記入し、担当教員の指示により教室に入ること。

(2) 欠席・遅刻

欠席・遅刻の連絡は、必ず保護者に8時20分までにWebで学校に連絡を入れてもらうこと。

(3) 下校時間

最終下校時刻は18時00分とする。後期課程(4～6年生)の生徒は補習・質問などで、担当教員の許可がある場合は延長することができる。

(4) 公共交通機関

登下校において、公共交通機関を利用する場合は、車内外のマナーに留意すると共に、絶えず乗降時の安全確認をすること。

2. 学習活動

各教科における学習活動は学校生活の中心となります。これらの学習活動を通して、幅広い知識と豊かな教養を身につけるとともに探求心を養いましょう。また、学習活動を行うにふさわしい環境を作ること一人ひとりが意識し、行動に移していきましょう。

(1) ベル授業

チャイムとともに授業が開始できるようにすること。10分間の休み時間に授業の準備や教室移動などを行うこと。もし、授業に遅刻した場合は、各職員室にある「入室許可証」に記入し、授業担当者に渡すこと。保健室を利用していた場合は、「保健室利用届」を渡すこと。

(2) 開始と終了のあいさつ

一人ひとりが気持ちよくあいさつをすることを心がけること。

(3) 教室環境

授業を受けるにふさわしい教室環境(机をそろえる、ごみを拾う、ロッカーを整理する、黒板を消すなど)をつくることを心がけること。

(4) 課題や準備物

各教科で出された課題を、指定された期日に遅れることがないように計画を立てて取り組んでいくこと。授業がある前日に各教科での準備物を確認し、忘れることのないようにすること。もし、忘れた場合は、必ず担当教員に伝えに行くこと。

(5) 授業への取り組み

授業に対して主体的に取り組むこと。また、グループやペアワークでは、教室に掲示されているルールや各教員からの指示を守ること。

3. 校内生活・集団生活

これまで育ってきた環境が異なる人がたくさん集まると、自分とは違う考え方を持つ人もいます。しかし、自分とは違うからといって、仲間外れにすることや他者を傷つけるような言動、SNS などでも人権を侵害するような表現は絶対にしてはいけません。違いを認め、助け合いや譲り合いなどの協調性を持って生活を送りましょう。

(1) 持ち物

学習に必要な道具や教科書など持ち物に記名できるものは記名しておくこと。金銭はもちろん他のものであっても貸し借りをしてはいけない。

(2) 不要物

学校生活に関係ないものは、学校に持ち込まないこと（例：漫画、雑誌、ゲーム機、トランプ、お菓子類、化粧品など）。

(3) 貴重品

金銭は必要以上に持ってきてはいけない。

貴重品は、貴重品ロッカーで各自管理すること。

(4) 携帯電話・スマートフォン

授業で許可された場合、コンビニでの支払い時、放課後のみ校内での使用を許可する。ただし、歩きスマホなどマナーに反する使い方は禁止する。未使用時は、貴重品として貴重品ロッカーで各自管理すること。

(5) 学校施設

公共物であることを意識し、大切に扱うこと。もし、ガラス等、施設を破損した場合は、速やかに教員に届け出ること。原則として、自費修理とする。

(6) 外出

校内からの無断外出は禁止する。体調不良などで早退する場合は、各職員室にある「早退願・早退許可書」に記入し、学級担任または学年の教員の指示に従うこと。

(7) 学校の許可を要する行為

集会などを目的とする学校施設の使用や、校内掲示・放送、校内での印刷物の刊行・配布、募金活動などを行うときは担当教員又は生活指導部(生徒会)の許可をとり、担当教員の責任のもと行うこと。

4. 身だしなみ

身だしなみは、あなた自身の品位や品格を表現するとともに鈴鹿中等教育学校の品位や品格を表現するものです。いたずらに流行を追うことなく、常に端正で清潔な服装を心がけるようにしましょう。

冬服	学校指定のブレザー、冬スラックス又は冬スカート、長袖シャツ、ネクタイ又はリボンを着用
夏服	・学校指定の半袖シャツと夏スラックス ・学校指定の半袖セーラーと夏スカート
靴	黒、濃茶などの革靴(ローファー)または運動に適した靴
上履き	学校指定のもの(学年別に色指定)
靴下	白、黒、紺などの派手でないものとする。黒、ベージュなどの派手でない色で、無地のタイツ・ストッキングも可。
ベルト	黒、紺、茶など派手でないものとする。
体操服	学校指定の体操服
体育館シューズ	学校指定のもの。使用時以外は教室の個人ロッカーで袋に入れて保管すること。
雨具	自転車通学は、白色系などの明るい色の雨合羽使用を推奨。
カバン	通学用カバンは特に指定はない。学習用品が入り、持ち運びに便利なもの

(1) 制服

自分自身の体感温度に合わせて、年間通して、夏服または冬服、中間服(冬服からブレザーを脱いだスタイル)を選んで着用すること。なお、学校指定の、ニットベスト、カーディガン、ウインドブレーカーで各自調整すること。

(2) 防寒具

学校指定のウインドブレーカーを着用すること。後期課程の生徒は、学校指定以外の防寒具を着用してもよい。ただし、単色で華美でないものとする。

(3) 正しい制服の着方

- ・スカートの長さは、膝下(膝がスカートでおおわれる程度)を基準とし、成長に応じて膝頭が出る程度までを上限する。
- ・登下校中も学校と同様に、ネクタイ・リボンを着用すること。

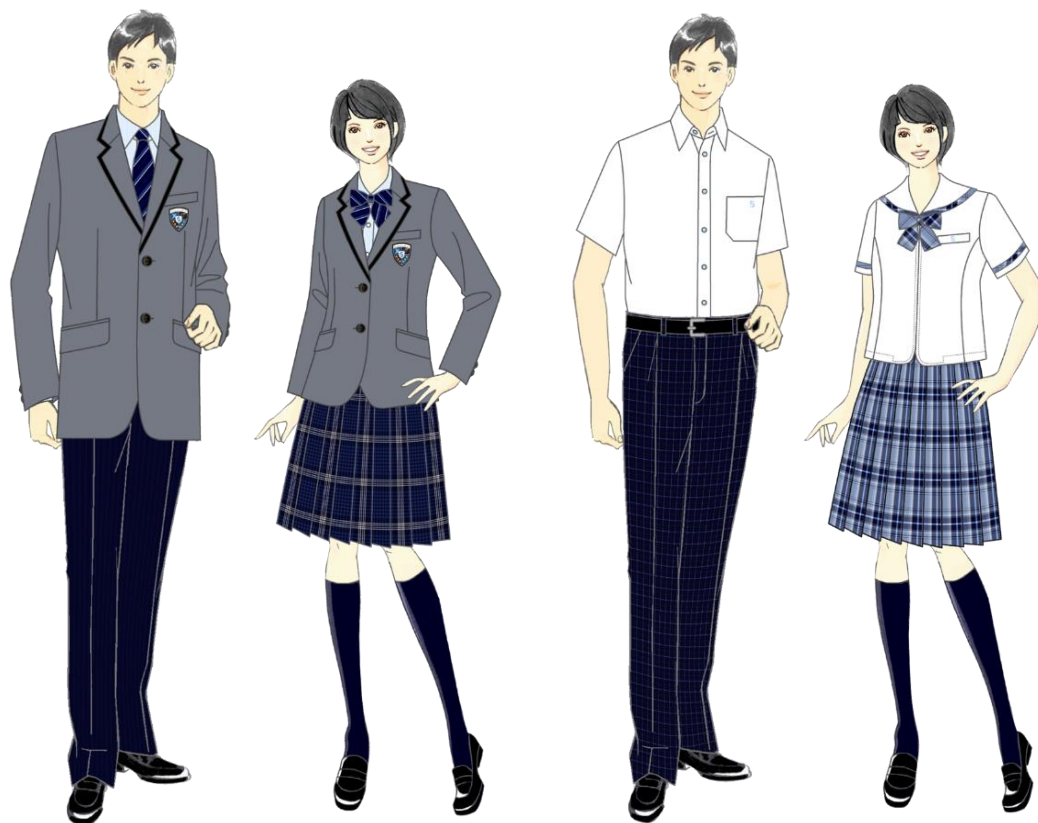
(4) 頭髪

清潔感に留意し、染色・パーマなど加工しないこと。

(5) その他

ピアス、ネックレスなどのアクセサリーや化粧などはしないこと。

《正しい制服の着方 見本イラスト》



5. 礼節

相手に対して心からの敬意や思いやりの気持ちを持って接することを心がけましょう。

(1) あいさつ

自分からあいさつすることを心がけること。

(2) 言葉遣い

軽率で軽薄な言葉遣いをすることなく、正しい言葉遣いをすること。

6. 部活動や生徒会活動，ボランティア活動

(1) 学級活動

- ・クラスの仲間を大切にし，一人ひとりが役割と責任を果たし，社会正義溢れる集団とする。
- ・前期課程においては，各クラスで立てた目標を絶えず点検すること。

(2) 生徒会活動

- ・積極的に参加し，明るい学校づくりに貢献すること。また，ほかの集団から尊敬され，見本とされる集団となること。
- ・委員会に関しては次のとおりである。
委員会：体育委員会、文化委員会、人権委員会、保健委員会、園芸委員会、整美委員会、図書委員会

(3) 部活動

前期課程のみ

《運動部》

男子バスケットボール部、サッカー部、女子バレーボール部

軟式野球部(R7年度募集停止)、女子バスケットボール部 (R7年度募集停止)

前・後期課程

《運動部》

男子硬式テニス部、女子硬式テニス部、陸上競技部

《文化部》

吹奏楽部、美術部、科学部、英語部、放送部、茶道部、クイズ研究部

後期課程のみ

《運動部》

バスケットボール同好会

※平日は火曜日から金曜日までを活動日とし、月曜日は活動しない。原則として土・日曜日は続けて活動しない。ただし後期課程運動部は活動場所割当の都合から月曜日に活動することがある。

※部活動での服装は、基本的に制服、学校指定の体操服、ウインドブレーカーなどの防寒具、またはクラブで揃えたジャージとする。それ以外の場合は、顧問が色・形などを認めた場合、着用してもよい。休日の登下校の服装も同様とする。

(4) ボランティア活動

ボランティア活動に興味を持ち、自ら進んで参加し周囲と協力して活動することを通して、奉仕の精神を養い、自分自身を知ることにつなげていくこと。

7. その他

(1) アルバイト

原則として禁止する。ただし、後期課程の生徒は、家庭の事情などによりやむをえない場合は、学級担任を通して生活指導部に許可願いを申請すること。

(2) 自動車・自動二輪車・原動機付自転車の免許取得について

原則として禁止する。ただし、やむを得ない事情により免許取得を希望する場合は学級担任を通して生活指導部に許可願いを申請すること。運転免許取得者は関係機関等が実施する安全講習会を年度毎に1回以上受講すること。

(3) 登下校時における自動車・自動二輪車・原動機付自転車の使用について

原則として禁止する。ただし、鉄道・バス等の交通機関の利用が極めて困難な地域からの通学者等、校長が特にやむを得ない事情があると認める者に限って、自宅から最寄り駅等までの原付の使用を許可する。原付の使用を許可された場合は交通法規を遵守するとともに、別に定める原付使用規定も遵守すること。原付による通学を許可された者でも、交通法規違反や人身事故を起こした者、使用規定が守れない者は、二輪車使用の許可を停止や取り消しにすることがある。なお、使用する二輪車の排気量は、原則として50cc以下とする。(第一種原動機付自転車)

(4) 自転車通学(学校・自宅間)

- ・自転車で通学する場合は、自転車損害賠償責任保険等に必ず加入すること。
- ・自転車で通学する場合は、学級担任を通して担当教員に申し出て許可を得、登録シールを自転車に貼ること。
- ・自転車通学生徒は、常に交通ルールを遵守すること。
- ・雨天時は、雨合羽を使用すること（傘さし運転は禁止）。
- ・サドルの高さは両足が地面につく程度にし、みだりに高くしないこと。
- ・自転車は、必ず2箇所以上施錠し、決められた場所に保管すること。
- ・新しい自転車を購入した場合も点検を受けて再登録すること。
- ・前期課程の生徒は、ヘルメットを着用すること。また、本校購入品以外を使用する場合、ヘルメットシールを購入し、貼付すること。後期課程の生徒も、ヘルメット着用を推奨する。
- ・自転車点検における「点検項目」は別に定める。

※再三の指導にもかかわらず、交通法規や通学規定が守ることができない場合は、自転車通学を禁止する場合がある。

※3年制クラブ所属生と後期課程運動クラブ(同好会は含まない)生のみ、加佐登駅・学校間の自転車での通学を認める。

(5) 選挙運動・政治的活動(満18歳以上の生徒)

校外における選挙運動・政治的活動については、各家庭の判断のもと、公職選挙法に基づき、法律の範囲内で行うこと。違法・暴力的になる可能性が高い活動や学業や生活に支障がある場合は禁止する。

※有権者としての注意事項(法律で禁止されていること)

- ・ウェブサイトを利用した選挙活動は認められているが、電子メールを使用して選挙活動をしてはならない。また、転送により頒布することもできない。ただし、SNSのメッセージ機能は電子メールには含まない。
- ・HPや電子メール等を印刷して頒布してはならない。
- ・候補者に関して虚偽の事項を公開してはならない。
- ・特定の候補者を当選または落選させる目的で、金品の授受を行うことは禁止されている。また、報酬を受け取って選挙活動に従事することも、一定の場合を除いて禁止されている。

17年4月制定	20年4月改訂	22年4月改訂
18年6月改訂	20年7月改訂	23年4月改訂
19年3月改訂	21年4月改訂	24年4月改訂